

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 4 7 号	三田市農業共済事業園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について
農業創造課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号) ・ 園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領(平成 16 年 2 月 10 日付け農経第 1405 号) <p>【趣 旨】</p> <p>農業災害補償法第 1 2 0 条の 2 3 第 3 項の規定に基づき、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率を設定するに当たり、危険段階の数及び危険指数の設定方法を次のとおり定めるため、園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領第 8 の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 危険段階の別を定める共済事業 園芸施設共済事業</p> <p>(2) 危険段階の別を定める設定方式 組合員等別危険段階設定方式</p> <p>(3) 危険段階の別を定める施設区分 プラスチックハウスⅡ類 プラスチックハウスⅣ類甲</p> <p>(4) 危険段階の別を定める共済目的 特定園芸施設及び附帯施設に係るもの</p> <p>(5) 危険段階の別を定める数及び危険指数の設定方法</p> <p>① 危険段階の別を定める数 プラスチックハウスⅡ類：6 プラスチックハウスⅣ類甲：3</p> <p>② 危険指数の設定方法 危険段階被害率の最大値を最小値で除して得た値の範囲内で設定し、最低値を 1 とする。</p> <p>(6) 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>